

水 大 第 1058 号
平成 29 年 4 月 28 日

大阪湾広域臨海環境整備センター
理事長 荒 木 一 聡 様

兵庫県知事 井 戸 敏 三

大阪湾広域臨海環境整備センター フェニックス 3 期神戸沖埋立処分場（仮称）
設置事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見につ
いて

環境影響評価法第 3 条の 7 の規定により平成 29 年 2 月 28 日付けで貴センターから
送付のあった標記の計画段階環境配慮書について、「廃棄物の最終処分場事業に係る
環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための
手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」
第 14 条第 2 項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり述べる。

なお、一般及び他の関係する行政機関からの意見にも適切に対応されたい。

大阪湾広域臨海環境整備センター フェニックス 3 期神戸沖埋立処分場（仮称）
設置事業に係る計画段階環境配慮書に関する意見

標記事業の計画段階環境配慮書について、環境の保全の観点から審査を行った。

本事業は、大阪湾広域臨海環境整備センターが、現在埋立処分をしている 2 期神戸沖埋立処分場の西隣に、新たに埋立処分場所の面積 70ha 程度の一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場（海面埋立処分場）を建設する計画であり、公有水面埋立免許を取得している区域のうち陸上残土による埋立を計画していた未施工部分を廃棄物最終処分場とすることで、大阪湾圏域広域処理場整備事業の対象圏域の生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に資するとしている。

しかしながら、本事業は既設の廃棄物最終処分場（面積 88ha）に隣接して大規模な廃棄物最終処分場を設置するものであり、瀬戸内海の大阪湾奥部に位置する海面を埋め立てることから、工事の実施及び施設の供用により、地域環境に影響を及ぼす可能性がある。

このことから、事業計画の決定及び環境影響評価の実施にあたって、選定した計画段階配慮事項への配慮はもとより、以下の事項について留意した上で、環境への影響を回避・低減する必要がある。

1 全体的事項

- (1) 平成 27 年 10 月 2 日に瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 78 号）が施行され、「瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性及び生産性が確保されていること等その有する多面的価値及び機能が最大限に発揮された豊かな海（里海）」とする基本理念が新設された。また、同法に基づく瀬戸内海環境保全基本計画や瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画では、従来の水質保全等に加え「沿岸環境の保全・再生・創出」や「水質の管理」等に取り組むこととされている。

このため、事業計画の決定にあたり、湾奥部での大規模な海面埋立であることを踏まえ、選定した計画段階配慮事項以外の影響要因や環境要素も考慮するとともに、計画決定過程で配慮した結果が分かるよう、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に記載すること。特に、新たに整備する護岸は、関連事業の進捗状況や将来計画の具体性を踏まえ、生物の生息・生育空間の創出など環境により配慮した構造とし、その検討経過及び結果を方法書に記載すること。

- (2) 事業計画の決定にあたり、本事業では多量の廃棄物を取り扱い、搬入施設や揚陸施設での積み替え、運搬や埋立など多くの作業が行われることから、取り扱う廃棄物の性状及び管理体制等を明らかにするとともに、廃棄物の飛散流出防止対策を万全にすること。
- (3) 環境影響評価の実施にあたっては、広域から搬入される廃棄物を処分する事業特性を十分に考慮し、各環境要素に対する影響について改めて検討し、環境影響を受ける範囲や環境影響評価項目を選定するとともに、適切な調査・予測及び評

価の実施並びに具体的な環境保全措置の検討を行うこと。

- (4) 環境影響評価の実施にあたり、隣接する既設の廃棄物最終処分場における埋立事業の状況を考慮し、影響が懸念される大気環境や水環境等の環境要素について、予測の前提条件を具体的に示すとともに、重複影響にも留意すること。
- (5) 環境影響評価の実施にあたり、環境影響評価指針（平成 10 年兵庫県告示第 28 号）も踏まえ、調査等の方法を選定すること。
- (6) 災害、事故による汚染物質の流出等により生活環境への悪影響が生じないよう災害対策等に配慮すること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

ア 広域から運搬される廃棄物を搬入施設まで陸上輸送し、船舶へ積み替えて運搬し、最終処分を行うことから、搬入施設への車両の運行、搬入施設からの船舶の運航及び積み替え作業において、大気質、騒音、振動、粉じん及び悪臭の影響を検討し、環境に影響を及ぼす場合は環境影響評価を行うこと。

イ 工事の実施にあたり、事業実施想定区域外に工事用資材の運搬等に用いる仮設工事用地などを設ける場合は、その用地における建設機械及び作業船の稼働や資材等の運搬に用いる車両の運行について、大気質、騒音及び振動の環境影響評価を行うこと。

ウ 埋立・覆土用機械の稼働に伴う大気質及び騒音について、揚陸施設における機械の稼働も考慮するとともに、発生源対策に配慮した計画とすること。

(2) 水環境

ア 最終処分場の存在による水環境への影響について、潮流への影響が生じることから、事業実施想定区域周辺海域の最新の状況や計画を踏まえ、流向及び流速の変化による溶存酸素量を含めた周辺水質への影響を含め環境影響評価を行うこと。

イ 浸出液処理水の排出に伴う水質への影響について、既設の廃棄物最終処分場での実績や周辺海域の状況等を総合的に考慮した上で、有害物質等を含む排水の諸元について方法書へ記載し、環境影響評価を行うこと。特に、栄養塩類については、瀬戸内海環境保全特別措置法や瀬戸内海環境保全基本計画及び瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画も踏まえ、排水の諸元及び環境影響評価方法の決定を行うこと。

(3) 動物・植物・生態系

ア 周辺海域に生息・生育する生物への影響について、貴重な生物種だけでなく、水産業において重要な魚種であるカタクチイワシ及びイカナゴ等の漁獲・採捕対象生物及びそれらの餌生物等の生息環境を含む生態系や育成環境への影響を含め、適切に環境影響評価を実施すること。

イ 隣接する廃棄物最終処分場等の事業により新たな海岸や陸地が造成されており、事業実施想定区域周辺の現在の状況に適応した動植物が生息・生育していることを踏まえ、外来生物にも着目した環境影響評価を実施すること。

(4) 温室効果ガス等

工事の実施や処分場の供用に伴う二酸化炭素の排出について、建設機械や排水処理施設の稼働等による二酸化炭素排出量及びその削減方策を方法書に記載すること。